

きるよう丁寧に説明します。

ウ 守秘義務及び個人情報保護との関係等について
(検討中)

2) 通告等受理機関から都道府県（担当部署）への通知

都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県児童福祉審議会、市町村（児童委員を介して通告等がされた場合を含む。）に通告や届出があり、都道府県による事実確認等の必要があると認めるときは、通告受理機関は速やかに都道府県（担当部署）に通知する必要があります。

このため、通告等受理機関は、都道府県（担当部署）が適切な対応を採ることができるよう、必要な情報の的確な把握に努めなければなりません。都道府県（担当部署）は、通告等受理機関からの通知を速やかに受けることができるよう、通知を受ける体制をあらかじめ整え、夜間・休日も含めた連絡先を周知しておく必要があります。

また、被措置児童等からの届出先機関は、児童相談所、都道府県（担当部署）、都道府県児童福祉審議会となりますが、仮に、市町村等に相談があった場合には、被措置児童以外の者から通告された場合と同様に速やかに都道府県（担当部署）へ連絡する必要があります。

さらに、通告者が虐待されている児童を「被措置児童等」として認識せずに通告し、通告等受理機関が児童虐待防止法に基づく対応を講じている過程において、当該児童が被措置児童等であったことが明らかになった場合には、速やかに都道府県（担当部署）へ連絡し、被措置児童虐待としての対応を講じることが必要です。

3) 通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応

都道府県（担当部署）においては、通告、届出、通知を受けた場合には、速やかに担当部署の管理職（又はそれに準ずる者）等に報告します。

また、①当該県内の児童相談所が担当する被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、速やかに担当児童相談所へ連絡し、②県外から措置された被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、措置した都道府県（担当部署）へ連絡します。

個別の事案の緊急性等を踏まえ、都道府県（担当部署）においては、担当チームの編成や児童相談所との連携・役割分担を行うなどの体制を整備し、被措置児童等の状況の把握や事実確認等を的確に実施できるようにします。

この際、

- ・ 被措置児童等について生命・身体に危険が及んでいる
- ・ 施設等に入所する他の被措置児童等についても危険がある

・被措置児童等が精神的に追いつめられている
など、緊急的な対応が必要な場合には、直ちに一時保護等の必要な措置を講じることができるよう児童相談所と連携します。

また、通告、届出、通知からは緊急的な対応の必要性が認められない場合にも、速やかに事実確認を行うための体制を整え、対応方針を立てます。

4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合

被措置児童等が入所等している施設等の所在地と当該児童の措置等を行った都道府県が異なる場合（例：A県の児童相談所からB県の施設に措置）や、施設の所在地と所管する都道府県が異なる場合（例：児童相談所設置市C市（D県内）が所管する施設がD県内のE市に設置されている）があります。この場合、いずれの都道府県の通告受理機関に通告や届出が寄せられるかは予測できません。

通告や届出への最終的な対応は、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）が行うこととし、措置等を行った都道府県の通告受理機関や施設が所在するが当該施設を所管していない都道府県の通告等受理機関に通告や届出がなされた場合には、速やかに被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）に引き継ぐこととします。被措置児童等が住民票を移していない場合にも、通告は届出への最終的な対応は、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県が行います。

里親についても、里親認定を行った都道府県の所在地と当該児童を委託した都道府県が異なる場合は、通告や届出への最終的な対応は、里親認定を行った都道府県（担当部署）が行います。当該都道府県（担当部署）においては、当該都道府県内の里親への委託状況等を日頃から十分把握しておく必要があります。

事実確認等や保護等必要な対応を被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）が行った後、措置変更等の必要な場合には、措置を行った都道府県と連携を図りながら、対応することとします。

5. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認

都道府県（担当部署）と児童相談所は協力して、虐待を受けていると思われる被措置児童等の安全の確認を速やかに行い、事実を的確に把握します。

その際、必ず複数の職員による体制を組むこととします。（都道府県の施設監督担当者と児童相談所のケースワーカーがチームを組むなど）

また、通告、届出、通知の内容から被措置児童等に対する医療が必要な可能性のある場合には、施設等を訪問した際に的確な判断と迅速な対応が行えるよう、医療職（嘱託医、保健師等）が立ち会うことも望まれます。

一時保護所における虐待の通告、届出、通知があった場合には、当該一時保護を実施している児童相談所の職員以外の職員が調査を行うことや事実確認の段階から都道府県児童福祉審議会委員の協力を得るなど、調査の客観性を担保できる体制となるように配慮することが必要です。

また、同様に県立施設等における虐待についても客観性を担保できるような体制で調査を実施するよう配慮することが必要です。

調査に関しては以下の項目を実施します。

(調査手法の例)

- ・虐待を受けたと思われる被措置児童等や他の被措置児童等への聞き取り
- ・施設長、施設職員等への聞き取り
- ・施設等における日誌等の閲覧
- ・被措置児童等の居室等の生活環境の確認

(把握が必要な情報の例)

- ・被措置児童等の状況（被害の訴えの内容、外傷の有無、心理状態等）
- ・当該被措置児童等に対する施設等の対応（医師の診断等を受けている場合には治療の状況、当該被措置児童等へ謝罪等を行っている場合にはその対応状況）
- ・被措置児童等の保護者等に対する施設等の対応
- ・施設等から関係機関への連絡の状況（被措置児童等の措置等を行った都道府県が異なる場合には当該都道府県、事案によっては警察）
- ・他の被措置児童等の虐待被害の有無
- ・他の被措置児童等への影響

なお、聞き取り調査を行う際には、全ての被措置児童等や施設職員等を実施するなど、通告者や届出者が特定できないように十分配慮した方法で実施する必要があります。特に、子どもからの聞き取りに際しては、二次被害（調査に際しての配慮に欠けた対応によって傷つくこと）が生じないよう、子どもの状況や心情に配慮した対応が必要です。

被措置児童等や施設等について把握した状況と事実を踏まえ、都道府県（担当部署）と児童相談所において方針を検討します。

なお、被措置児童等に対する支援や施設等への指導等の事実が隠蔽されたり、被措置児童等に対する影響があるなどの懸念がある場合には、調査の方法や時期等について慎重な検討が必要となりますが、その場合においても、被措置児童等の安全の確保に十分な配慮が必要です。

6. 被措置児童等に対する支援

事実確認等を踏まえ、被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合には、都道府県（担当部署）は児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの

意見も取り入れながら被措置児童等に対し、以下のような支援を必要に応じて行います。

- ・虐待を受けた被措置児童等の心情等の聴取と事実の説明
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等の心的外傷の状況の把握と対応
- ・必要な場合には当該児童や他の児童の措置変更や一時保護
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等に対し、専門機関や医療機関による支援が必要である場合には支援を受けられるような条件整備
- ・児童同士の間での加害・被害等の問題がある場合には、加害児童へのケア 等

特に、すぐに保護が必要であると認められる場合には、虐待を受けた被措置児童等について直ちに一時保護等の措置を講じるとともに、同じ施設に入所している他の被措置児童等についても、一時保護等などの措置や、加害者として特定された職員を指導から外す等の対応の必要性について確認し、子どもの安全を確保します。

施設で被措置児童等虐待の事案が発生した場合には、当該施設に入所する他の被措置児童等への影響等も大きいことから、継続した支援を行う体制が必要になることが多いと考えられます。

さらに、都道府県（担当部署）は、被措置児童等への対応方針を検討し、児童相談所、施設等とよく連携した上で、被措置児童等の保護者に対して対応方針の説明を行い、了解を得ます。

7. 施設等への指導等

被措置児童等虐待の事実確認等を踏まえ、都道府県（担当部署）は、児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら、以下の観点から当該被措置児童等虐待に関する検証を行うこととします。

- ・当該被措置児童等虐待が起こった要因
- ・施設のケア体制や法人の組織運営上の問題
- ・再発防止のための取組（施設における関係者への処分、職員への研修、施設や法人における組織・システムの見直し等）

これらの検証を踏まえ、施設等や法人に対し、児童福祉法の規定に基づく権限を適切に行使しながら、必要な対応を行います。

再発防止策については、特に、施設等の場合は、引き続き入所する被措置児童等に対する影響や施設職員への影響等にも留意しながら、施設全体として、被措置児童等虐待等の問題が起こりにくい組織・システムとすること等が必要です。

組織・システムの見直しを進める場合には、例えば子どもの権利擁護に関して詳しい第三者を加えた「検証・改善委員会」を法人として立ち上げる等の対応が求められるところですが、その際には都道府県（担当部局）としても人選などについて協力・

アドバイスしたり、委員会の議論をフォローすること等が考えられます。

また、施設に対する指導・勧告・命令等を行うに当たっては、法人としても、実際に虐待を行った職員等に対する処分のほか、必要な場合には法人の理事や施設長に対する処分など、組織としてどう対応しているかを踏まえて行う必要があります。

これらの対応を行った後は、速やかに都道府県児童福祉審議会に報告する必要があります。

また、これらの対応については、口頭や文書による指導、勧告、命令等を一度限り行って終わるのではなく、当該施設等や法人のケアのあり方や運営のあり方等について、具体的な見直しの進捗状況を継続して見守る必要があります。最終的には、施設等や法人からの報告を求め、実際にどのように改善されたか等について確認することが必要です。

なお、被措置児童等虐待のうち、身体的虐待は、刑法の「傷害罪」「暴行罪」にあたり、死に至れば、「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われます。また性的虐待の場合は、「強姦罪」「強制わいせつ罪」「準強制わいせつ罪」などに問われます。刑事訴訟法第239条では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思科するときは、告発する義務のあることが規定されています。

被措置児童等虐待においては、都道府県（担当部署）が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、子どもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合には、躊躇なく、告訴、告発を行うことが必要です。

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換等の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

被措置児童等虐待事案の対応例

①施設長も含めた複数の職員による体罰、暴言の事案の対応例

発見・通告（届出）	○施設に入所している3名の児童（小学生男児1名、女児2名）が権利ノートに記載されていた児童福祉審議会の連絡先の電話番号に連絡(届出)。児童福祉審議会の事務局である県児童福祉課が届出を受け、児童福祉審議会委員に緊急連絡。
事実確認（調査）	○児童福祉審議会委員の指示の下、県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、児童の通っている学校に出向き、事実確認を実施。 ○3名の児童からの聞き取り調査の結果、施設長や指導員2名、保育士3名がたたき、蹴る等の暴力や、暴言等の行為を訴えのあった児童以外の児童にも日常的に行っていたことが確認された。 ○県児童福祉課は、施設長の懲戒権濫用の疑いがあるとして立入調査を実施し、施設長及び職員に調査を実施したところ、虐待行為について事実を認めた。
被措置児童等に対する支援	○最初の訴えを行った児童らは、訴えたことにより不安が高くなり、情緒不安定になったため、児童相談所の児童心理司によるケアを開始した。
児童福祉審議会への報告・意見聴取	○県児童福祉審議会において検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。
都道府県による指導	○県児童福祉審議会検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取り組みを実施するよう指導 ・法人に対し改善勧告 ・法人の設置する「検証・改善委員会」の人選や運営等についての助言や参画
施設の対応	○法人及び施設は、県児童福祉審議会検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取り組みを実施。 ・臨時に理事会を開催し、施設の指導体制の改善に向けて第三者も含めた「検証・改善委員会」の設置と、施設長の交代と施設長及び職員の処分を決定 ・施設運営についての改善計画書の作成、提出 ・法人の他施設から職員を配置転換するなど指導体制の強化 ・体罰によらない援助技術獲得のための研修の実施
フォロー	○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。 ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被措置児童の経過観察及び心理ケア ○法人及び施設の「検証・改善委員会」の継続、改善状況の確認

②職員による性的虐待の事案の対応例

発見・通告（届出）	○被害児童（中2女児）が中学校の教員に施設の男性職員から性的虐待を受けているとの訴えがあり、教員が児童相談所に相談。
事実確認（調査）	○児童相談所は通告の事実について県児童福祉課に連絡。 ○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、児童の通っている学校で事実確認を実施。 ○児童からの聞き取り調査の結果、半年にわたり、性関係を強要されていることが判明。 ○女児は、事実を打ち明けたことで、その日は施設に帰りたくないと訴えたため、児童相談所の一時保護所で一時保護を開始。 ○県児童福祉課は、施設長に対し当該職員を指導から外すよう指示するとともに、事実関係や他の被害児童がいないかどうかについての報告を求め、施設長から当該職員に確認したところ、当初は否認していたが、被害児童からの具体的な聴取内容について突きつけるとようやく事実を認めた。また、調査の結果、他の児童への被害については確認されなかった。
被措置児童等に対する支援	○被害児童に対しては、被害状況や妊娠及び性感染症について確認するために婦人科の受診をさせるとともに、児童心理司によるケアを実施。 ○被害児童の意向を十分聴取した上で刑事告訴し、後日男性職員強制わいせつ罪で逮捕された。 ○他の入所児童に対し、同様の被害を受けていないかどうか確認するとともに、本件について、被害児童の立場に配慮しつつ説明を行った。
児童福祉審議会への報告・意見聴取	○県児童福祉審議会に報告し、検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。
都道府県による指導	○検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取り組みを実施するよう指導（管理導体制の改善） ・法人に対し改善勧告
施設の対応	○法人及び施設は、検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取り組みを実施。 ・当該職員の処分（懲戒免職） ・施設運営についての改善計画書の作成、提出
フォロー	○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。 ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被措置児童の経過観察及び心理ケア ・子どもの権利擁護をテーマとした研修会の開催

8. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応

1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告

被措置児童等虐待について、事実確認等や被措置児童等の保護等の必要な措置を講じた場合には、都道府県（担当部署）は、以下の事項について都道府県児童福祉審議会へ報告しながら引き続き対応を行います。

<報告事項>

- ①通告・届出等がなされた施設等の情報
（名称、所在地、施設種別等）
- ②被措置児童等虐待を受けていた児童の状況
（性別、年齢、家族の状況、その他心身の状況）
- ③確認できた被措置児童等虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- ⑤都道府県において行った対応
- ⑥虐待があった施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

これらの報告については、1ヶ月～2ヶ月に1回程度定期的を実施するほか、重大な事案の場合や審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告することが必要です。

2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等

都道府県児童福祉審議会においては、必要に応じて都道府県の対応方針等について意見を述べます。被措置児童等虐待に対する対応等について、専門的・客観的な立場から意見を述べる仕組みを取り入れることで、都道府県によるよりの確な対応が可能となります。

都道府県（担当部署）においては、例えば、施設職員等からの聞き取り内容と被措置児童等からの聞き取り内容に乖離がある場合や、施設等が調査に拒否的な場合など専門的・客観的な立場からの意見が有効な場合について、都道府県児童福祉審議会の意見をよく踏まえながら調査・対応を進めることが可能となります。

さらに、都道府県児童福祉審議会は、都道府県だけでは調査が困難な場合や都道府県から報告された事項だけでは不十分な場合等には、必要に応じて、関係者から意見の聴取や資料の提供を求めます。

虐待等の問題が起こったときに、関係者が可能な限り納得し、協力してその解決と施設等における養育・ケアの改善に取り組むことができるよう、都道府県は、積極的に都道府県児童福祉審議会の意見を求めながら、対応を進めることが必要です。

3) 都道府県児童福祉審議会の体制

都道府県児童福祉審議会には大きく分けて4つの役割が想定されます。

- ①被措置児童等虐待の通告・届出を受けること
- ②都道府県の講じた措置等について報告を受けること
- ③必要に応じ、都道府県に対し、意見を述べること
- ④必要に応じ、調査を行うこと

都道府県児童福祉審議会の体制については、

- ①児童福祉、法律、医療等の専門家を含めた数名からなる被措置児童等虐待対応専門の部会を設置する
 - ②児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事項について審議する部会において被措置児童等虐待についても審議する
 - ③②の部会に被措置児童等虐待対応専門の機動性のある実動チームを置く
- などいくつかの方式が考えられますが、それぞれの都道府県において実効性が高いと判断した体制で実施します。被措置児童等虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要です。

また、都道府県児童福祉審議会は、被措置児童等虐待の通告や届出の受理機関となりますが、同審議会の委員が夜間も含めて全ての通告や届出を受けることは困難であると考えられます。

このため、例えば、

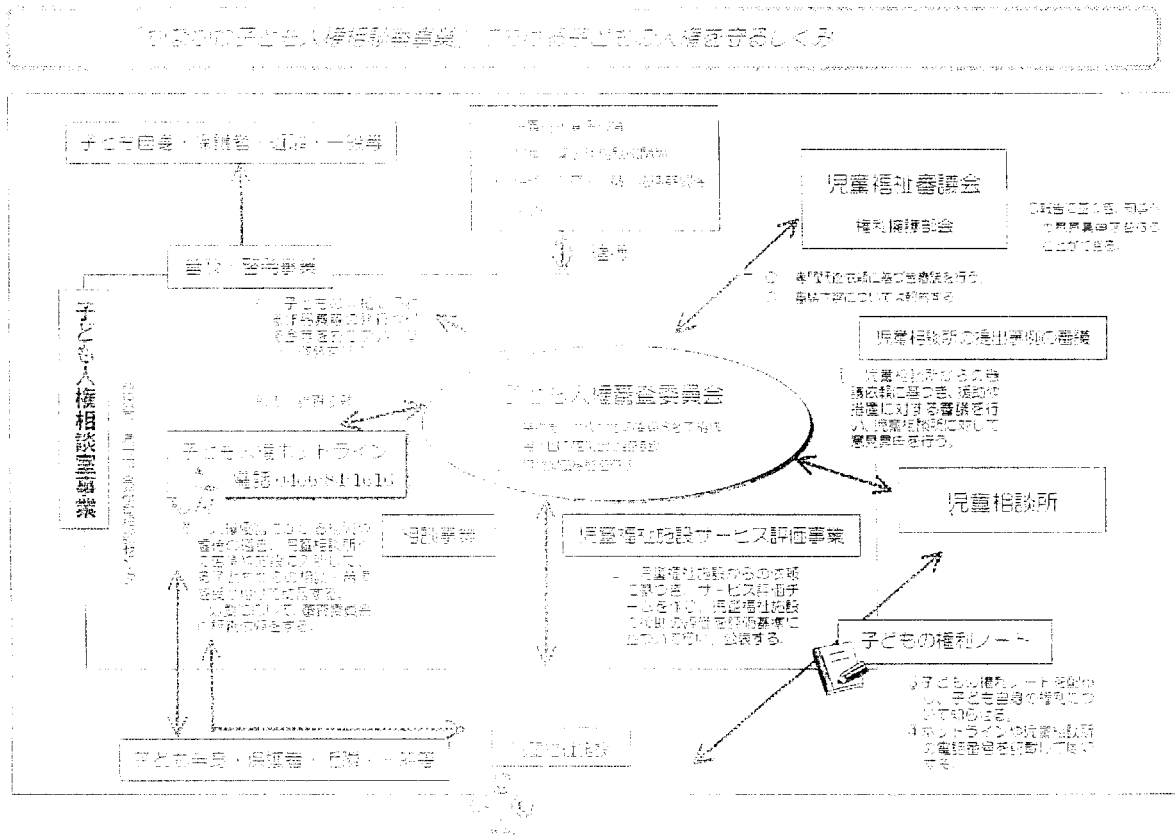
- ① 電話受付は審議会事務局が行うが、受理された通告や届出を速やかに委員へ連絡する仕組み
 - ② 審議会から一定の権限を委嘱された者が電話により通告や届出を受理し、軽微な案件について権限の範囲内で対応し、事後報告、重大・困難な事案についてはその都度委員に判断を仰ぐ仕組み
- 等の対応が考えられます。

なお、電話以外にもはがきやメールなどの手段を利用することで委員がすぐにその内容を確認するなどの対応も有効と考えられます。

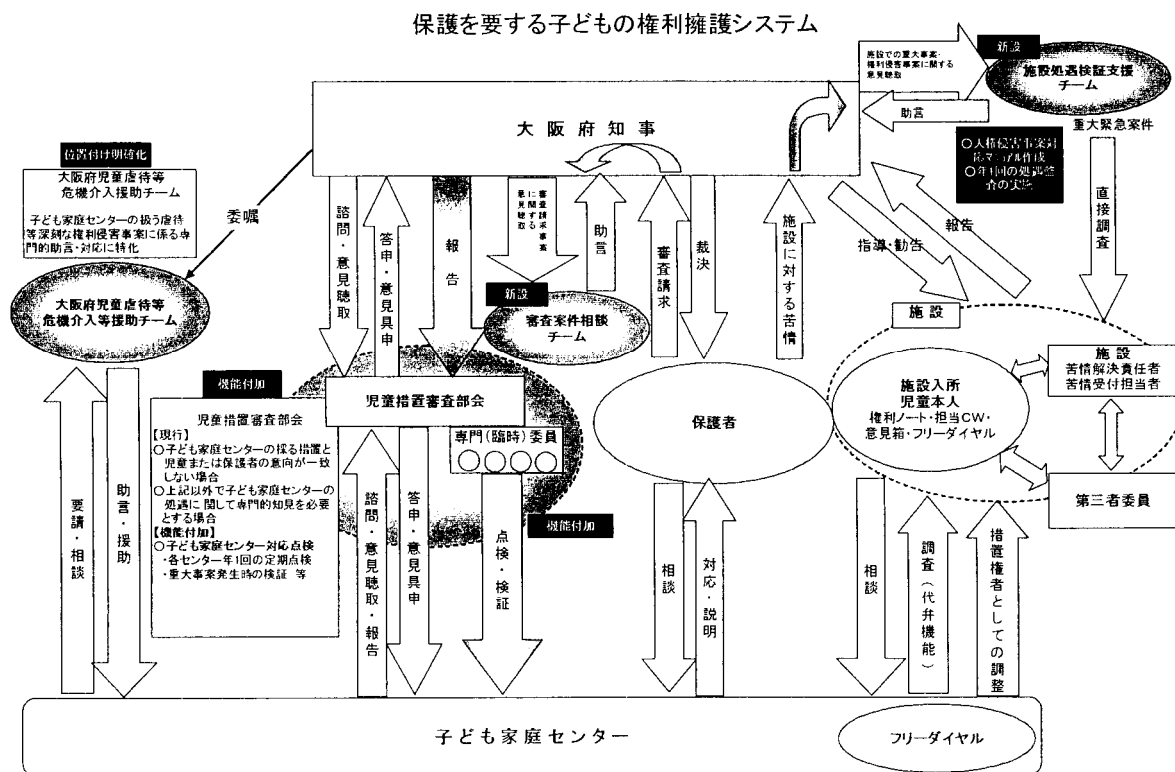
いずれの場合であっても、一時保護所における虐待に関する通告や届出等もあり得ることから、電話受付の際、都道府県児童福祉審議会委員自身が電話を受け付けず、事務局などが受け付ける場合には、都道府県児童福祉審議会事務局（又はその委嘱を受けた者、代理者）という第三者の立場で対応することが求められます。

このほか、一時保護所における虐待に関する通告や届出等が行われた場合には、事実確認等の段階から都道府県児童福祉審議会の委員や第三者のより積極的な協力を求めることが考えられます。

＜第三者機関・児童福祉審議会の実践例＞
 ・神奈川県（かながわ子ども人権相談室事業）



・大阪府（保護を要する子どもの権利擁護システム）



9. 被措置児童等虐待の状況の公表

(検討中)

10. 被措置児童等虐待の予防等

「2. 基本的な視点」で前述した内容とも重なりますが、施設における被措置児童等虐待を予防し、また、虐待が発生した場合も、再発防止を図るためには、以下のような取組が施設で進められるよう都道府県として常に配慮することが必要と考えられます。

1) 風通しのよい組織運営

施設においては、被措置児童等の支援には、必ずチームを組んで複数の体制で臨むこととし、担当者1人で抱え込むことがないようにします。

このためには、ケア体制を考える際に、様々な職種がチームとなって1人の子どもに対応するシステムとするとともに、被措置児童等の自立支援計画等の見直しや対応方法の検討が必要な場合には、チームで意思疎通を図りながら行うこととします。

被措置児童等の支援に当たっては、個々の職員の援助技術や資質の向上等が求められることはもちろんのことですが、理事会や第三者委員会が十分機能していなかったり、施設長に職員が意見を言えない雰囲気があったり、又は子どもに対する不適切な処遇が日常的に行われており、これが当然という雰囲気があるなど、組織全体として問題があると、深刻な虐待につながる可能性があります。

施設が組織として子どもに対して質の高い支援を行うことができるよう施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図りながら、子どものケアの方針を定め、養育の実践、評価、改善を図るなど、風通しのよい組織作りに努めます。

2) 開かれた組織運営

また、都道府県の監査においては、会計面の監査のみならず、ケアの内容に関しても監査を実施することが必要です。

施設においても、第三者委員の活用や第三者評価の活用など、外部からの評価や意見を取り入れることにより運営の透明性を高めるようにします。

透明性を高めるに当たっては、第三者委員を入れるだけ、第三者評価を受けるだけ、というようにそれぞれの仕組みをばらばらに使うのではなく、第三者委員が述べた意見が、法人の理事会、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）のそれぞれに伝わる仕組みを作ることや、それぞれで検討した改善事項について各関係者が共通認識をもち、取り組むなど、それぞれの仕組みが連携できるものとする

ことが重要です。

3) 職員の研修、資質の向上

職員の子どもに対する対応方法が未熟であったり、職員が子どもを抱え込むことなどが要因となり被措置児童等虐待が起こることがあります。職員の個人の主観としては、「子どものため」に行っていることであっても、結果的には被措置児童等虐待につながってしまうこともあります。

このようなことが起こらないよう、まず、職員の意欲を引き出し、これを活性化するための研修や施設での組織的な運営・体制を整えるための研修が必要です。このほか、職員の支援技術向上のための研修を実施することが必要です。また、特定の職員が子どもを抱え込むことがないよう、基幹的職員（スーパーバイザー）が指導することや自立支援計画のマネジメントを実施することなどが必要です。

また、都道府県や地域単位で関係者が集まり、研修会の開催やケーススタディ等を行うことにより、個々の施設職員等の視野が広がるとともに、関係者全体として、被措置児童等虐待への対応や予防に関する認識の共有化やノウハウの蓄積が期待できます。

4) 子どもの意見をくみ上げる仕組み等

一時保護や、入所措置の際には、子どもの気持ちをよく受け入れつつ、子どもの置かれた状況を可能な限り説明すること、自立支援計画の策定や見直しの際には、子どもの意向や意見を確認、子どもが自らの置かれた状況や今後の支援について理解できていない点があれば再度説明すること、「子どもの権利ノート」等の活用により、被措置児童等が自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが必要です。

具体的には、

- ・措置・委託を実施する際に、子どもの置かれている状況の説明、今後の生活についての理解を深めるようにする
 - ・定期的に個別に子どもと話をする機会を設け、子どもが現在置かれている状況に関する意見や疑問等に応える
 - ・自立支援計画の策定や見直しに当たっては、子どもの意見を聴く
 - ・措置変更や措置解除を行う際には、事前に子どもの意見も踏まえる
- 等の取組が必要です。

また、子どもの置かれた状況や子どもの権利などを記したいわゆる「子どもの権利ノート」等を活用し、措置・委託時や措置・委託中に子どもが自らの権利を理解するための学習を進めることも重要です。

いずれの場合でも、子どもが自らの意見を明確に述べることと、「わがまま」を言うことは区別されること、権利として主張すべきことと、守るべきルールなどについては、子どもがよく理解できるように説明することが必要であり、これらの取組を進める前に、子どもの権利の学習に関する職員等の研修を実施することも考えられます。

<具体的な権利ノートへの記載事項や子どもの権利の学習に関する取組例>

- ・ 被措置児童を対象とした「子どもの権利ノート」や子どもの権利についての学習会の開催（再掲）
- ・ 「自治会」等の開催を通じた被措置児童による主体的な取り組みや、「意見箱」の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みづくり（再掲）

なお、子ども自らが被害を訴えることができないような子ども（例：乳児・重度の障害児）もいることから、職員の意識向上を図り、相互啓発していくことがよりいっそう望まれます。

被措置児童等虐待通告等受理票（例）

受付日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	受理者	
------	--------------------	-----	--

通告内容

虐待の種類	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト（養育の怠慢・放棄） 4 心理的虐待
通告の内容及び子どもの状態 （虐待の内容、時期、子どもの心身の状態、施設等の対応、特に注意を要する事項について）	

子どもについて

氏名		男・女	年齢	歳	生年月日	平成 年 月 日	
学校等	保育所・幼稚園・()学校・その他					学年	
施設等名称							
施設等住所							
施設等代表者							

虐待者について

氏名		男・女	年齢	歳	
児童との関係					

通告者について

氏名		男・女	児童との関係	
匿名希望	あり・なし	所属		連絡先

児童扶養手当法第 13 条の 2 の規定に基づく一部支給停止措置 及び一部支給停止措置適用除外に係る事務について

本年 4 月から実施されております児童扶養手当法第 13 条の 2 の規定に基づく一部支給停止措置及び一部支給停止措置適用除外に係る事務につきましては、種々ご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

8 月定時支払い分については、既に所要の支払い事務を進められているところと思っておりますが、今後ともこれまでに通知等でお示ししている事項について適切な対応をお願いいたします。特に下記についてご留意をいただくとともに、管内市町村に対しても周知徹底をお願いします。

なお、本年 8 月定時支払い分に関し、一部支給停止措置の対象となった件数等について今後状況把握を行う予定ですので、その際にはご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 一部支給停止措置が適用された受給資格者に対する対応について

一部支給停止措置適用後、当該受給資格者から一部支給停止した期間に係る求職活動等を証明する関係書類の提出があった場合には、速やかに該当月について一部支給停止措置の決定を取り消し、当該定時支払月に支払うべきであった支給額との差額を随時支払うこと。

2. 連絡が取れない受給資格者への対応について

平成 20 年 3 月 31 日雇児福発第 0331001 号家庭福祉課長通知 I の 4 の (3) により、当該受給資格者の状況把握に努めることとし、必要な支援等を行わないまま、提出期限が到来したことのみに基づいて一部支給停止措置の適用は行わないこととしているところである。したがって、今後提出期限が来る受給資格者に対しても連絡は郵送のみではなく、電話等による連絡や母子自立支援員等の協力を得るなどにより本人との連絡にご尽力いただき、必要な指導等を行うこと。

この点に関し、8 月の現況届を制度の事前周知の機会として十分に活用すること。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 扶養手当係

雇児福発第 0801001 号
平成 20 年 8 月 1 日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

児童扶養手当一部支給停止措置適用除外に係る事務について

児童扶養手当法に基づく一部支給停止措置適用除外に係る事務については、種々ご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

同事務に関しては、適用除外事由に該当する受給資格者が手続未了等により一部支給停止となることがないように、関係書類の提出も来庁もなく、連絡が取れない受給資格者については、郵送による連絡のみではなく、電話等による連絡や母子自立支援員等の協力を得るなど、本人との連絡にご尽力いただくよう、これまでをお願いしているところです。

8月の定時払までの日数もわずかとなりましたが、未だ連絡が取れていない受給資格者がいる場合、当該受給資格者の中には、手続について認識していない方がいることが懸念されています。適用除外事由に該当しているにもかかわらず、手続を認識していないために一部支給停止となる方が、生じることのないよう、最後まで、ご尽力をいただくようお願いいたします。

具体的には、電話等による連絡等のほか、母子自立支援員や生活保護のケースワーカーなど関係部署とも連携を図りながら、受給資格者の自宅を訪問する等あらゆる手段を尽くして、本人との連絡を取り、手続についての支援を徹底するよう、最大限のご尽力をお願いいたします。

その上で、本人との連絡が取れ、一部支給停止措置適用除外事由に該当すると認められた場合には、一部支給停止とならないよう適切な事務処理をお願いいたします。本人との連絡が取れ、一部支給停止適用除外事由に該当することが認められた時点で、8月の定時払の振込等に係る事務処理が終了していた場合でも、速やかに随時払で対応することやその支給時期について、受給資格者が理解しやすいように丁寧に説明するなど、受給資格者の立場に立ったきめ細かい対応を徹底するようお願いいたします。

以上、特段の御配意をお願いするとともに、都道府県においては、管内市（指定都市、中核市及び特別区を含む。）町村に速やかに周知方をお願いいたします。

○ 児童福祉施設の整備等について

雇用均等・児童家庭局総務課

1 内示事業の早期契約について

2 児童福祉施設の耐震化対策について

- ・耐震化調査の実施

- ・次世代育成支援対策施設整備交付金の追加協議

3 児童福祉施設等における事故の防止について